定期監査結果に基づく措置状況

平成27年4月1日現在

		半成27年4月1日現在 I
監査結果	措置の内容及び状況	担当課名
①臨時職員等の給与について、臨時的任用職員等のうち常勤でない職員への一時金の支給が現在129名ある。これについて、平成22年9月最高裁において「勤務日数が週3日程度の臨時的任用職員に対する一時金の支給は地方自治法第204条の2により違法というべきである」という判決が出ており、今後廃止に向け検討されたい。 (平成25年度第1次定期監査)	①非常勤職員の一時金については、橋本市嘱託職員の雇用に関する規程及び橋本市臨時職員の雇用に関する要綱の改正を経て、平成26年4月より支給を全て廃止した。	職員課
②臨時的任用職員等の給与について、地方自治法第204 条第3項では「給料、手当及び旅費の額並びにその支給 方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規 定されている。橋本市職員の給与に関する条例第27条 では「地方公務員法第22条の規定に基づく臨時的任用 職員及び非常勤職員には、任命権者が給料表の適用を 受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を 支給する」となっており、支給に関する基本的事項に ついての定めがない。平成22年9月最高裁においても 「基本的事項について条例で定めのないまま行われた 一時金の支給は違法というべきである」との判決が出 ていることから、本市条例においても、より詳細な基 本的事項を記載すべきである。 (平成25年度第1次定期監査)	②任用形態の実情に合わた と	
①土地建物貸付収入に係る継続分については、4月に一年分の一括調定を計上されたい。 (平成24年度第2次定期監査)	①指摘のとおり措置した。	管財課
②委託料については、会計事務規則に従って、「契約締結のとき」に「支出負担行為伝票」を起票されたい。「支出負担行為伝票」を起票されていない委託料については、早急に起票されたい。また、受託者の請求書を基に出納整理期間内に「支出伝票」を起票されたい。(平成24年度第2次定期監査)	②指摘のとおり措置した。	
契約書に記載の甲、乙あるいは委託者、受託者などの記入箇所に「橋本市長○○」、「(株)○○ 代表取締役△△」など代表者名同士、組織名と代表者名などの形式で記載されている契約書が多々見受けられる。今後は、「橋本市」、「(株)○○」など組織名同士の形式に改められたい。	指摘のとおり改めた。	納税課 (24年度第1次) 健康課 (25年度第1次) 高野口給食セン ター (24年度第1次)
②「橋本市ボランティアサークル連絡協議会補助金」について、交付申請書の金額と交付決定通知書の金額が相違している。これは、橋本市補助金等交付基準に基づき審査委員会において審査され、貢献度補正として申請額に加算されたためであるが、それならば、その内容を交付決定通知書に記載すべきである。 (平成25年度第2次定期監査)	指摘のとおり措置した。	市民生活環境課

監査結果	措置の内容及び状況	担当課名
②「橋本市人権啓発推進連絡協議会」は人権・男女共同推進室内に事務局が設置され、行政財産を使用しているところであるが、行政財産使用に係る許可等の手続きがとられていない。今後は、公有財産規則第13条1項第2号「行政財産使用許可申請書を提出させる」、また同規則第13条第1項第3号「行政財産使用料減額・免除申請書を提出させる」規定に基づき、許可及び免除の手続きをとられたい。 (平成25年度第2次定期監査)	指摘のとおり措置した。	人権・男女共同推 進室
③名古曽文化センターにおいて購入された「デジタルカメラ」は、「名古曽文化センター運営委員会事業委託費」より支出されているが、同委託事業費としては予算計上されておらず、予算の流用であり適正とは言えない。今後は、文化センターにおける備品購入費として予算計上されるよう改善されたい。 (平成25年度第2次定期監査)	今後は、文化センターにおける備品購入費として予算計上することとした。	人権・男女共同推 進室
① 地方自治法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定めるもで機関については、この限りでない。」と規定されているが、「橋本市老人福祉施設等整備に関する選定委員会」「橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会」「橋本市地域密着型サービス運営委員会」については、現在、要綱に基づき運用されており、これは法律の定めがないことから、条例の制定が必要である。(平成25年度第1次定期監査)	指摘のとおり措置した。	介護保険課
⑤地方自治法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と規定されているが、「農業振興地域整備促進協議会」「農業振興推進対策委員会」「農業経営改善推進会議」「人・農地プラン検討会」については、現在、規則及び要綱に基づき運用されており、これは法律の定めがないことから、条例の制定が必要である。(平成25年度第2次定期監査)	「橋本市農業振興地域整備 促進協議会」「橋本市農業 経営改善推進会議」につい ては、条例制定済み 「農林振興推進対策委員 会」「人・農地プラン検討 会」については、附属機関 の位置づけを行なわなかっ た。	農林振興課
①「橋本市観光協会」は官民一体となって観光振興を行う市内唯一の組織として位置づけられており、事務局は商工観光課内に設置され、行政財産を使用しているところであるが、行政財産使用に係る許可等の手続きがとられていない。今後は、公有財産規則第13条1項第2号「行政財産使用許可申請書を提出させる」、また同規則第13条第1項第3号「行政財産使用料減額・免除申請書を提出させる」の規定に基づき、許可及び免除の手続きをとられたい。(平成25年度第2次定期監査)	平成26年度より、指摘のと おり措置した。	商工観光課

監査結果	措置の内容及び状況	担当課名
②地方自治法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と規定されているが、「橋本市大型作業場運営委員会」については、規則に基づき運用されていることから、条例の制定が必要である。	指摘のとおり措置した。	商工観光課
委託料については、会計事務規則に従って、「契約締結のとき」に「支出負担行為伝票」を起票されたい。「支出負担行為伝票」を起票されていない委託料については、早急に起票されたい。また、受託者の請求書を基に出納整理期間内に「支出伝票」を起票されたい。(平成24年度第2次定期監査)	指摘のとおり措置した。	まちづくり課 (旧都市計画課)
①備品について 昭和43年から昭和63年までの分60件が備品台帳に残 存しているが、現物と帳簿を精査して、現物のないも のは、備品台帳より削除するとともに、除却費を計上 されたい。 (平成24年度第2次定期監査)	①備品の現物確認について、平成25年7月から8月にかけて確認作業を行い、各課場の物品主任で備品台帳の整理を行い、平成26年3月31日付で件数67件1,883,107円の除却費用を特別損失で計上した。	水道業務課 水道工務課 浄水場
①地域医療機関との連携については以前から取り組まれているものの、地域の医療機関から市民病院への紹介率の推移状況を見てもあまり効果が表れていない現状である(24年度平均26.6%、25年度平均27.9%、26年度平均27.6%)。一方、市民病院から地域医療機関への逆紹介率は、24年度平均19.3%から26年度平均27.9%と伸びていることから、今後もなお一層積極的に連携強化に努め、紹介率向上に取り組まれたい。(平成26年度第1次定期監査)	お互いの信頼関係の向上 に努め、更なる紹介率・逆 紹介率の向上に努めていき たい。	市民病院
③高額医療機器の使用頻度についてはデータ分析を し、医療機器更新時の判断材料として管理されたい。 (平成26年度第1次定期監査)	高額医療機器(CT, MRI, 血管造営装置、リニアック等)が多く設置している放射線科に依頼し撮影統計月報という形で毎月の撮影件数の報告を受けており、今後の更新時の判断材料の一つにしていきたい。	市民病院
④医薬品の管理について 医師が負担しなければならない医薬品について、請求 もれのないよう在庫管理されたい、且つ、平成24年度 分以降確定次第、費用分については医師から徴収され たい。 (平成24年度随時監査)	④医師の指示書に基づく医降 薬品等は、平成25年度以降 原則時前に医薬品等を使用 するようし、緊急時等に保 管している医薬品等を使用 した場合は、同じ医薬品 を返却してもらうように た。	訪問看護 ステーション

監査結果	措置の内容及び状況	担当課名
①橋本市PTA連絡会補助金等で交付申請書の金額と交付決定通知書の金額が相違している。これは、橋本市補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会において審査され、貢献度補正として申請額に加算されたためであるが、それならばその内容を交付決定通知書に記載すべきである。 (平成25年度第1次定期監査)	指摘のとおり措置した。	社会教育課
②橋本市体育協会との市民体育振興委託契約について、体育協会規約において副会長に権限がないことから、次回から(発注者)橋本市長臨時代理者副市長と(受注者)体育協会会長との契約に改めること。(平成25年度第1次定期監査)	②指摘どおりに改めた。	文化スポーツ室